専門実践教育訓練給付金制度について

新潟県立新発田病院附属看護専門学校は、令和７年４月より厚生労働大臣が指定する「専門実践教育訓練給付制度指定講座」に指定されました。この制度は、令和７年４月入学生から適用されます。

専門実践教育訓練給付金は、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（一般被保険者及び高年齢被保険者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合（上限あり）をハローワークから支給する制度です。（厚生労働省ホームページで「専門実践教育訓練給付金」と検索のうえ、厚労省制度の詳細を確認願います。）

〇対象となる方

初回受給の場合、講座の受講開始までに通算して２年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。（申請者が対象となるかどうかは、最寄りのハローワークで事前確認してください。）

〇支給申請手続きについて

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きは、ハローワークが窓口となっています。訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、ハローワークなどで配布する「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは原則として、受講開始日の２週間前までに、住居所管轄のハローワークで行う必要があります。（支給を受けるための支給申請は別途手続きが必要です。）

※本制度の利用を希望する方は、入学の２週間前までにハローワークで手続きを行ってください。

〇給付見込額（参考：新発田病院附属看護専門学校 令和８年度時点での見込）

専門実践教育訓練の受講中と修了後、学校に支払った教育訓練経費の 50～70％が支給されます。

教育訓練経費（入学金・授業料）	１年次	２年次	３年次	合　計
	260,000 円	190,000 円	190,000 円	640,000 円
給付額（50％分）	130,000 円	95,000 円	95,000 円	320,000 円

※受講中は訓練費用の 50％（上限あり）が支給されます。さらに、資格取得後１年以内に看護師として雇用保険の一般被保険者として雇用された場合、教育訓練経費の 20％（上限あり）を追加支給として受けることができます。（教材費等（教科書代・白衣代等）は対象経費には含まれません。）

新潟県立新発田病院附属看護専門学校　新潟県新発田市本町１丁目２番８号
講座名称：看護学科　　指定番号：1512012-2510011-0
電話：0254(22)2214　Fax：0254(22)3573